

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商工経営支援課)

一

告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

一

○県営土地改良事業の工事の完了

(同)

一

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

二

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

二

監 査 委 員

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表(二件)

二

公 安 委 員 会

○少年指導委員の告示

三五

雑 報

○環境影響評価方法書の縦覧

三五

○環境影響評価事後調査報告書の縦覧

三六

正 誤

○宮城県公報第二〇〇四号中

三七

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の十一の項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」を、同号の一般社団法人等(以下「一般社団法人等」に改め、同表の十二の項から十四の項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五十三号

県営蛇沼向地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十一月十四日から平成二十年十二月十二日まで

三 縦覧場所

美里町役場、美里町南郷総合支所、東松島市役所、東松島市鳴瀬総合支所、石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第五十四号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十

五号(第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 地 区 名 | 事業の名称 | 工事了了年月日 |
| 大内 | 中山間地域総合整備事業 | 平成二十年十月二十一日 |

○宮城県告示第十五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町出島字寺間八四の三、八四の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三條の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十年十一月十四日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 康 一

一 日 時 平成二十年十一月二十一日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止について

2 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

3 宮城県ライフル射撃場管理規則の一部改正について

4 博物館法施行細則の一部改正について

5 第三二一回宮城県議会提案に対する意見について

6 宮城県生涯学習審議会への諮問案について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-三六一一)

監査委員

○宮城県監査委員告示第十七号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人を行った平成19年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年11月14日

宮城県監査委員 嶋 山 和 純

宮城県監査委員 袋 正

宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門

宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第1 監査結果の報告

平成19年度の包括外部監査の結果(平成19年度教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について)については、平成20年3月21日に包括外部監査人から報告があり、同年4月25日付で公表した。

第2 通知のあった日

平成20年10月7日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置
〔指定管理者共通事項〕

| 番号 | 項目 | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措置の内容 |
|----|--------------------------------------|--|---|
| 1 | (1) ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化(意見) | <p>①ネーミングライツ(施設命名権)が途中解除になった場合、当該施設に設置するロゴ等の看板の撤去費用等の負担者などに関する取扱いについて、宮城県宮城野原公園総合運動場には規定がなかった。ネーミングライツ契約書には看板の取扱いに関して規定を設けるべきである。</p> <p>②ネーミングライツ契約書には、売却先の違法行為等の事由により県のイメージが低下した場合には損害賠償を受けられることのできる条項が盛り込まれているが、問題が発生し県のイメージが低下したとしても、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうか疑問とされることである。個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。(P22)</p> | <p>①②ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化については、平成20年1月1日付で締結した「宮城球場ネーミングライツ契約書」において、次のとおり措置した。</p> <p>イ. 看板の設置及び撤去に要する費用はスポンサー企業の負担とする旨明記した。</p> <p>ロ. 次の事項を契約書に明記することにより、現実的損害が生じないよう措置した。</p> <p>(イ) 契約年度当初に当該年度の契約金を納入し、途中で解約した場合でも返還しないこと。</p> <p>(ロ) 納期前に解除したときは、直ちに契約金を納入すること。</p> <p>(ハ) 契約解除により「現実的損害」が生じたときは賠償すること。</p> |
| 2 | (3) 指定管理者の選定方法(意見) | <p>① 審査基準のうち、審査項目や審査の視点は概ね記載されているが、配点については記載されていない。県は配点も記載すべきである。当配点割合は経費削減に力点を置く自治体では管理経費削減に半分程度の配点をしているところもあり、県でも同様の視点から配点基準を再検討する余地がある。</p> <p>②選定委員会については、委員の独立性という観点からは、行政側の立場にある者の人数は最小限に留め</p> | <p>① 審査基準及び配点割合の事前周知並びに配点割合の見直しについては、平成20年7月に「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」を見直し、「指定管理者制度運用指針」に改め、同指針の5(1)ロにおいて、配点基準の考え方を整理し、具体的な審査、審査の視点及び配点については、施設の規模や特性等を踏まえ、施設ごとに定めるものとし、募集要項において明示する。</p> <p>②選定委員会への外部委員の登用については、平成20年7月に「公の施設の指定管理者の指定の手続等に</p> |
| 4 | (5) 指定管理施設の範囲の明確化(結果) | | <p>管理対象範囲については、責任関係を明確にするために極めて重要な要素であるため、県は指定管理者に對して、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。(P25)</p> |
| 3 | (4) 指定管理者選定時の事業計画に関する履行状況のモニタリング(意見) | <p>①事業計画に記載されている実施予定の事業計画は、指定管理者選定の重要な要素の1つであり、県はその後の履行状況をモニタリングすることが必要である。</p> <p>②特に選定上の重要な要素となった事業計画については、指定管理者と締結する協定書において、記載することを検討すべきである。(P24)</p> | <p>①平成20年度中に統一的な取扱いを定める。</p> <p>②「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で指示する。</p> <p>平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するよう指示した。</p> <p>なお、協定書へ図面を添付することについては、「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で通知する。</p> |
| | | <p>③イ. 指定管理料は選定されなかった応募者にとっても、一般県民にとっても、関心のある重要な要素であるため、県は指定管理料を公開すべきである。</p> <p>ロ. 選定結果の公表においては、選定委員会の委員はどのような立場の人であるかは重要な情報であるため、すべての施設について委員に関する情報を公開すべきである。</p> <p>ハ. 採点結果については、委員の氏名を伏せた上で委員毎・配点基準毎の採点結果を公開すべきである。(P23)</p> | <p>③イ. 指定管理料の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)チにおいて、指定管理者候補者の提案価格(収入総額、支出総額及び県の指定管理料)を公表するよう改めた。</p> <p>ロ. 選定委員会委員の氏名及び現職の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)ヘにおいて、指定管理者の選定結果を公表する際に、選定委員の氏名、所属及び職名を公表するよう改めた。</p> <p>ハ. 委員毎・配点基準毎の採点結果の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)トにおいて、委員毎に審査項目別の点数を公表するよう改めた。</p> |

| | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|
| 5 | <p>(6) 施設の鍵の管理規定 (意見)</p> | <p>鍵の管理については、より慎重であるべきであることから、県は指定管理者基本協定書において、指定管理者との間の鍵の授受および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。(P25)</p> | <p>「協定締結に当たった際の留意事項」として、今後文書等で、鍵の適正管理について関係課に指示する。</p> |
| 6 | <p>(7) 修繕費の負担区分の規定化 (意見)</p> | <p>修繕費については、施設所有者である県が負担するのか、施設の管理者である指定管理者が負担するのか、明確な取決めがない。修繕費に対する基本的な負担の考え方を規定化し、判定が困難な場合にのみ別途協議とすることが望まれる。(P25)</p> | <p>平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、修繕費に対する基本的な負担の考え方を規定化するよう指示した。</p> |
| 7 | <p>(8) 平成19年度の事業計画書の適時提出 (結果)</p> | <p>指定管理者は事業計画を県と協議し、当該年度開始前である3月末までに県に提出しなければならぬが、平成19年度の事業計画書は、提出日が記載されていない。事業計画書の主旨に鑑み事業計画書は同協定書を遵守し、3月末以前に県に提出すべきである。県においても事業計画書を3月までに受けていない場合には、指定管理者に督促するなど指導を行う必要がある。(P25)</p> | <p>「協定締結に当たった際の留意事項」として、今後文書等で、平成21年度の事業計画書の提出について適正に行うよう関係課に指示する。</p> |
| 8 | <p>(9) 事業進ちょく状況報告書の適時提出 (結果)</p> | <p>指定管理者基本協定書の規定により、指定管理者は事業進ちょく状況報告書を県に提出しなければならないが、平成18年度中には1度も提出されておらず、県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を強く指導し、協定書の遵守を徹底させる必要がある。(P26)</p> | <p>「協定締結に当たった際の留意事項」として、今後文書等において、事業進ちょく状況報告書の提出について適正に行うよう関係課に指示する。</p> |
| 9 | <p>(10) 個人情報報の取扱い (意見)</p> | <p>個人情報の保護については、実際に整備された状態になっているかどうかを判断する具体的な基準は明確</p> | <p>平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、個人情報の取扱いを適正に行うよう関係課に指</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>(宮城県農業実践大学校)</p> | <p>でない。県は、指定管理者が個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているかを検証するためのチェック・リスト等を作成し、指定管理者を適切に指導する方法を構築すべきである。(P26)</p> | <p>示した。 なお、チェック・リスト等の作成については、平成20年度中にモニタリングの取扱いを定める中で検討する。</p> |
| <p>番号</p> | <p>1 (1) 農業実践大学校の存在意義 (意見)</p> | <p>農業実践大学校(以下「大学校」という。)は、実践教育を中心に農業に関する高度な専門教育により、優れた農業者の育成を行っているが、現状では定員割れが続いており、入校生の確保が緊急の課題であると認識している。</p> <p>県内には、農業系学科の高等学校があるが、定員千名に対して卒業後の就農者は、ここ数年1ケタ台である。また、宮城大学食産学部についても、実践技術を教える大学校としては教育内容が異なる状況にある。したがって、新規就農希望者を対象に実践技術教育を行う大学校の役割は大きく、農業担い手の育成のためには必要であると認識している。</p> <p>このため、平成20年度当初から、担当課及び大学校において大学校の役割、教育内容、学部や定員の見直しなどについて検討を進めてきた。また、在校生、高校生並びに高校の先生、先進農家などから大学校改革についての意見を求め、さらに、外部有識者からなる「教育懇談会」を開催し、「農業実践大学校新教育システム改善計画(案)」についての意見聴取を踏まえた上で、大学校を専</p> |
| <p>項目</p> | <p>同施設については、過去5年以上に亘って定員充足率が低水準で推移しており、設置目的と運営状況との間に大きな乖離が生じている。</p> <p>同施設の入学者の多くは農業従事者の子弟であるため、これらの者は同施設を廃止しても農業に従事する可能性が高く、県内農業への影響は非常に限定的であり、また、農業技術の習得の機会は農業高校、宮城大学食産学部、農業協同組合や地元青年部等があることから、328百万円の経費を費やしてまで行う事業なのか、疑問を生じざるを得ない。同施設の廃止について検討すべきである。</p> <p>また、存続させるにしても、如何にして県内により多くの農業後継者を育てていくのか、また、農村社会の優れた指導者を育成していくのか、この機会に改めて同施設のあり方を模索すると同時に、入学者を増加させていく方法を考えるべきである。(P168)</p> | <p>監査の結果及び意見 県報告書のページ)</p> |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--------------|----------|-----------------------------------|--|---|-----------|----------------------------------|--|--|
| <p>務の代りに関する契約締結および預金口座の名義変更(意見)</p> | <p>託契約が未締結であり、責任の範囲が不明確となっている。速やかに契約を締結し、委託業務の範囲と責任を明確化すべきである。 なお、これらの業務は本来、後援会ではなく当社が行うべきものではないか、という観点から、これらの業務を後援会が行うことの適正性について検討する必要がある。 ②預金口座名は「宮城県農業実践大学校代表〇〇(副校長の個人名)」となっているが、あたかも学校の口座であるかのような誤解を与えかねない名称である。個人名でない口座を開設できず、個人名が入るのはやむを得ない側面があるが、少なくとも、「代表」を「後援会代表」に変更すべきである。(P172)</p> | <p>で行う必要性のある事務と認識している。なお、業務のあり方については、他の教育機関の対応を参考に検討を行う。</p> <p>②預金口座名は「宮城県農業実践大学校後援会代表」と名義変更を行った。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>7 ⑧ 学生寮の早期統合(意見)</p> | <p>同施設における学生寮については、男子寮、女子寮双方とも大幅な定員割れとなっているため、耐震構造に疑問のある女子寮を廃止し、男子寮を男女兼用とし、その一部について、例えば3階を女子寮にすることを考えている。これにより、舎監の年間報酬、光熱水費、修繕費等の節減に寄与するため、早急に女子寮を廃止する必要がある。(P173)</p> | <p>平成21年2月から3月の間に、「箕輪寮(男子寮)」を改修し、男女共用寮として利用する。なお、「心和寮(女子寮)」は平成21年4月から入寮停止する。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>8 ⑨ 資産の管理不備(結果)</p> | <p>①重要物品については、平成19年8月30日の往査において、任意に抽出し現物確認を実施した本館所在の3件の資産については、現物確認手続の結果、現物自体が確認できなかったこと等の問題点が検出された。重要物品現在高明細表と現物の照合、備品整理票の添付の徹底、備品が固有資産であることの意識の向上等、厳格な資産管理に向けての改善が必要である。</p> | <p>①指摘後直ちに、備品整理表と備品ラベルを修正の上、照合し、管理を徹底した。また、現有備品の確認を行い、使用不能物品や廃棄済の備品については、廃棄処分の事務手続きを行った。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>〔宮城県立仙台高等技術専門学校〕</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="111 1234 231 1288"> <p>番号</p> </td> <td data-bbox="111 1294 231 1377"> <p>項目</p> </td> <td data-bbox="111 1384 231 1736"> <p>監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> </td> <td data-bbox="111 1742 231 2116"> <p>措置の内容</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1234 311 1288"> <p>9</p> </td> <td data-bbox="236 1294 311 1377"> <p>(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分(結果)</p> </td> <td data-bbox="236 1384 311 1736"> <p>②重要物品以外の備品については、リストには掲載されているが、1年度の実地たな卸しも実施されていない。当該備品についても、毎月循環的に実施する等現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新は実施すべきである。(P173)</p> </td> <td data-bbox="236 1742 311 2116"> <p>②財務規則に基づく管理の徹底を図りながら、農業大学校独自で年2回、農業機器等管理上重要な物品について棚卸しを行い、物品登録一覧表の精度を高める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1234 391 1288"> <p>10</p> </td> <td data-bbox="316 1294 391 1377"> <p>(11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底(結果)</p> </td> <td data-bbox="316 1384 391 1736"> <p>実験用使用する劇毒物については、平成19年8月30日監査時点における各劇毒物の実在性、内容、数量の妥当性については把握していない状況であったことから、これを受け同施設が同日を基準日として実地たな卸しを実施したところ、前回の実地たな卸し結果との差異が大きくなり、差異原因が判明しない劇毒物が存在した。原因不明の差異が生じていることは、管理が不十分と言わざるを得ない。今後使用予定のない物については、保有する必要性は乏しく、その合理的理由も見当たらないことから、早急に廃棄すべきである。(P174)</p> </td> <td data-bbox="316 1742 391 2116"> <p>教育上の観点からも、棚卸管理の重要性を認識している。したがって、現物数量を確認し、使用簿の当該箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。また、保管庫の施錠確認を行い、安全管理の徹底を図った。</p> </td> </tr> </table> | <p>番号</p> | <p>項目</p> | <p>監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> | <p>措置の内容</p> | <p>9</p> | <p>(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分(結果)</p> | <p>②重要物品以外の備品については、リストには掲載されているが、1年度の実地たな卸しも実施されていない。当該備品についても、毎月循環的に実施する等現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新は実施すべきである。(P173)</p> | <p>②財務規則に基づく管理の徹底を図りながら、農業大学校独自で年2回、農業機器等管理上重要な物品について棚卸しを行い、物品登録一覧表の精度を高める。</p> | <p>10</p> | <p>(11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底(結果)</p> | <p>実験用使用する劇毒物については、平成19年8月30日監査時点における各劇毒物の実在性、内容、数量の妥当性については把握していない状況であったことから、これを受け同施設が同日を基準日として実地たな卸しを実施したところ、前回の実地たな卸し結果との差異が大きくなり、差異原因が判明しない劇毒物が存在した。原因不明の差異が生じていることは、管理が不十分と言わざるを得ない。今後使用予定のない物については、保有する必要性は乏しく、その合理的理由も見当たらないことから、早急に廃棄すべきである。(P174)</p> | <p>教育上の観点からも、棚卸管理の重要性を認識している。したがって、現物数量を確認し、使用簿の当該箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。また、保管庫の施錠確認を行い、安全管理の徹底を図った。</p> |
| <p>番号</p> | <p>項目</p> | <p>監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> | <p>措置の内容</p> | | | | | | | | | | |
| <p>9</p> | <p>(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分(結果)</p> | <p>②重要物品以外の備品については、リストには掲載されているが、1年度の実地たな卸しも実施されていない。当該備品についても、毎月循環的に実施する等現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新は実施すべきである。(P173)</p> | <p>②財務規則に基づく管理の徹底を図りながら、農業大学校独自で年2回、農業機器等管理上重要な物品について棚卸しを行い、物品登録一覧表の精度を高める。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>10</p> | <p>(11) 各現場で保管する農薬の管理の徹底(結果)</p> | <p>実験用使用する劇毒物については、平成19年8月30日監査時点における各劇毒物の実在性、内容、数量の妥当性については把握していない状況であったことから、これを受け同施設が同日を基準日として実地たな卸しを実施したところ、前回の実地たな卸し結果との差異が大きくなり、差異原因が判明しない劇毒物が存在した。原因不明の差異が生じていることは、管理が不十分と言わざるを得ない。今後使用予定のない物については、保有する必要性は乏しく、その合理的理由も見当たらないことから、早急に廃棄すべきである。(P174)</p> | <p>教育上の観点からも、棚卸管理の重要性を認識している。したがって、現物数量を確認し、使用簿の当該箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。また、保管庫の施錠確認を行い、安全管理の徹底を図った。</p> | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| | ず、賃賃料を有償とすべきである。(P182) | |
| 4 (9) 校庭の売却の検討 (意見) | 同施設が存在意義が高校卒業以上の者を対象とした職業能力開発施設であることを鑑みれば、体育の授業が必須であるとは考えられず、県有財産の有効利用の観点から校庭部分だけでも売却を検討していく必要がある。(P182) | 校庭部分を単独に考えるのではなく、本県の職業能力開発の中心校として最大限の有効活用を図ることを検討する。 |
| 5 (10) 資産の管理不備 (結果) | ①重要物品については、年に一度の実地たな卸しは必須であり、実地たな卸しにおいては、現場の担当者のみに任せるのではなく、備品全般を管理している事務局の担当者もこれに立会い、備品整理票の有無、備品整理票と備品一覧表の備品番号の整合性、当該資産の実在性、保管・使用状況等を把握すべきである。 ②重要物品以外の少額な備品であったとしても、重要物品と同様、年に一度の実地たな卸しは必須である。例えば毎月循環的に実施する等、実地たな卸しおよびそれに伴う備品一覧表の更新等はその都度実施すべきである。(P183) | ①各訓練現場において事務職員立ち会いのもと、財務規則に従って実地で備品整理票と現有備品の照合確認を実施した。 ②実地たな卸しを正確かつ効率的に照合する方法等を検討し、順次、照合確認を実施する。 |

〔宮城県高等看護学校〕

| | | | | | |
|----|----------------------------|--|--|--|---|
| 番号 | 項目 (1) 高等看護学校の存在意義 (意見) | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度) 包括外部監査結果報告書のページ) | | 最近の看護師業界の状況、県内の看護師等養成機関の状況、当校の採算状況等を総合的に勘案すれば、当校は民間への譲渡または廃止の方向で検討する必要があるものと考えられる。譲渡すれば毎年の財政支出を削減できるだけでなく、譲渡代金の受 | 措置の内容 准看護師から看護師への県内唯一の全日制の養成所であり、その存在意義は大きいと認識している。しかし採算状況等について課題があることから、看護師不足の現状、県内の看護師養成所及び養成者数の状況、本校の採算状況等を総合的に勘案 |
|----|----------------------------|--|--|--|---|

| | | |
|-------------------|---|---|
| | 入れが県の財政に寄与することになる。なお、存続させる場合には、准看護師から看護師を養成する医師会立の看護学校並みに授業料等を値上げおよび有料化すべきである。(P188) | し、そのあり方について、民間譲渡を含めて検討し、方向性についての結論を出すこととした。 医師会立の看護学校並みへの授業料等の値上げや施設整備費等の経費の有料化についても上記に含めて検討を行う。 |
| 2 (2) 校庭の利活用 (意見) | 校庭については、体育大会の開催や避難訓練の際の避難場所など年数回の利用であり、今後、県有資産の有効活用の観点から売却や利活用を検討していく必要がある。なお、当該土地については、開館時間近くでは慢性的に駐車場不足となっているがセンサー駐車場に転用する等も一案と考える。(P191) | 単独での売却や利活用ではなく、高等看護学校敷地として一体で活用を図ることが合理的と考えられることから、上記1の検討を行う中で、併せて検討する。 |

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成19年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年11月14日

- 宮城県監査委員 畠 山 和 純
- 宮城県監査委員 袋 正
- 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
- 宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

第1 監査結果の報告

平成19年度の包括外部監査の結果 (平成19年度教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について) については、平成20年3月21日に包括外部監査人から報告があり、同年4月25日付にて公表した。

第2 通知のあった日

平成20年10月15日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置

〔宮城県スゴーツ振興財団共通事項〕

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|--|--|---|--|--|
| | <p>の徴収時期、利用申込期日および予約手続の検討（意見）</p> <p>は、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のために、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。また、定められた期日までに前納しないケースではキャンセル扱いとし、他の利用者への利用転換を図るべきである。</p> <p>②施設の有効活用のため、貸切利用の申込みを利用日の1ヶ月前まで認めるべきである。</p> <p>③宮城野原公園総合運動場のモニタリングの予約確認および申込みは電話でのみ可能となっているが、利用者の利便性向上のために、インターネットでの予約確認および申込みが行えるようにすることが望まれる。（P31）</p> | <p>定管理者とそのあり方を検討していく。</p> <p>②貸切利用の申込日の短縮が施設の利用率向上に効果的であるかどうかも含め、指定管理者と協議していく。</p> <p>③インターネットでの予約について、その開発及び運営の費用対効果を考え、指定管理者と検討していく。</p> | | | <p>9 (10) 事業進ちょく状況報告書の適時提出結果)</p> | <p>自主事業の状況、委託業務実績等については、年度末のみ報告しているが、同財団は協定書に従って毎四半期にこれらの資料を作成し報告する義務がある。県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。（P33）</p> | <p>指定管理者は、平成19年度から事業進ちょく状況を四半期毎の報告に是正した。</p> |
| <p>7 (8) 給与計算ソフトの導入（意見）</p> | <p>同財団の給与計算については、給与ソフトを導入し、パスワードを設定するなど効率的な管理体制とリスク管理を構築するよう、県は同財団に対して指導することが望まれる。（P31）</p> | <p>財団では、平成20年度から給与計算ソフトを導入し、業務の効率化を図った。</p> | | <p>10 (11) 第三者モニタリング調査の実施内容の充実（結果）</p> | <p>①第二総合運動場の利用状況を検討するためのモニタリング調査については、全国的な同業者の比較等が可能なこと等から1社随意契約とされたが、実際はアンケートの集計だけであり、同業者との比較は結果報告書に反映されていなかった。その結果、内容があまり意味のない報告書になっているほか、随意契約理由に問題がなかったか疑わしい状況である。</p> <p>②調査報告書の内容は単に形だけのものになっていることは否めず、指定管理者の経費の無駄遣いであり、結果的には、将来の指定管理料の増額につながるものと思料する。県は経費の内容についてより詳細に</p> | <p>①施設の利用促進につながる調査となるよう指定管理者に助言していく。</p> <p>②施設の利用促進に向け、より有効な報告書になるよう指定管理者に助言していく。</p> | |
| <p>8 (9) 人件費の区分決算処理への変更（結果）</p> | <p>①同財団の役員報酬については、すべて指定管理事業特別会計（宮城野原公園総合運動場・第二総合運動場）に計上されているが、役員は各事業に共通する職務を行っており、役員に係る人件費は各事業の会計に適当な基準により配賦すべきである。</p> <p>②役員および臨時職員以外の給与・報酬が、指定管理事業特別会計（グラウンド・サッカー場）に指</p> | <p>①適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。</p> <p>②適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。</p> | | | | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>6 (6) サッカー場のペンフレットの記載不備（意見）</p> | <p>サッカー場のペンフレットについては、利用の促進を図るため、利用時間や利用料金も記載した上で、サッカー場やグラウンドの21の利用者向けにペンフレットを備付けることが望まれる。（P48）</p> | <p>記載内容を追加したペンフレットを平成20年度に作成し、備え付けられた。</p> |
| <p>7 (7) 施設内での広告収入の獲得（意見）</p> | <p>年間入場者数が940千人もある施設が広告価値ゼロとは考えにくく、様々な広告媒体を検討することで、広告収入を得ることができるとも思われる。広告収入獲得に向けて、県および指定管理者のさらなる努力が望まれる。（P48）</p> | <p>広告収入を得るためには、リリークなど定期的にテレビ放映されるような試合や大きな大会、競技会などの開催をはじめとした有料観客の増加が必要と考えられる。都市公園条例が改正され、広告の許可が来年度から指定管理者の収入になることから、その増加に向け指定管理者に働きかけていく。</p> |
| <p>8 (8) 条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表（結果）</p> | <p>①指定管理者の判断に委ねられている各種の減免対象については、当該基準が不明確であることから明確化することが望まれる。 ②条例以外の利用料金減免の基準については、減免基準を明確化した上で、インターネットのホームページへの掲載や料金表への掲載等により公表すべきである。（P50）</p> | <p>①指定管理者から減免に係る承認申請があった場合は、公平公明性を確保できるように対応していく。 ②協定書に基づき、利用料金の周知を図るよう指定管理者に指導していく。</p> |
| <p>9 (9) 利用料金入金停止処の解除（結果）</p> | <p>会計年度を跨いだ前受収益とならぬようにするため、平成19年3月末においても、4月の利用申込者に対して利用料の前納を3月中に行わないように指示しており、4月の利用料は4月になってから入金されているが、3月中の支払であったも、収支計算書上は4月の収入扱いとすれば足りることであり、利用者に対して支払いを遅らせるような指示を</p> | <p>前受金として処理するよう指定管理者を指導していく。</p> |
| <p>10 (10) グラウンド21とサッカー場の収支区分把握（結果）</p> | <p>行っべきではない。（P51）</p> | <p>平成19年度から両者の収支区分を実施した。</p> |
| <p>11 (11) ルールブック記念展示ルームの必要性の検討（意見）</p> | <p>宮城スタジアム1階に開設されているルールブック記念展示ルームについては、県は展示室の必要性を再度検討し、引き続き設置するのであれば、館内やホームページでのアピールを通じて、利用促進を図るべきである。（P52）</p> | <p>展示室は引き続き必要であるが、その場所や展示内容の充実も含め、PR方法を指定管理者や関係団体と検討していく。</p> |
| <p>12 (12) 利用者からの投書を含む顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果については、当月分を翌月7日までに県に報告することとなっているが、1年間分をまとめて報告している。県は指定管理者に対して、協定書に従い、毎月報告するように指導すべきである。</p> | <p>①利用者からの投書を含む顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果については、当月分を翌月7日までに県に報告することとなっているが、1年間分をまとめて報告している。県は指定管理者に対して、協定書に従い、毎月報告するように指導すべきである。 ②投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。（P52）</p> | <p>①協定書に基づき、顧客アンケートの状況等を毎月報告するよう指定管理者を指導した。</p> |
| <p>13 (13) 指定管理施設の範囲の明確化（結果）</p> | <p>指定管理施設の範囲については、宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書に記載がなく、県から別途、図面が示されているものである。しかしながら、指定管理者の権限と責</p> | <p>指定管理者募集の説明会において、範囲を明確にした図面を資料として提供しているが、基本協定書への図面の添付については、次期指定管理者との協定において検討してい</p> |

任の範囲を明確にするために、当該図面を協定書に添付すべきである。(P 53)

く。

①受託事業については、公益法人としての財団の事業であることから、その適切な実施について指導していく。

14 (7) 財団法人
スポーツ安全協会との
事務受託契
約手続およ
び指定管理
会計化(結
果)

①財団法人スポーツ安全協会宮城県支部からの受託料については、事実上、事務所の家賃と考えられることから、受託料を一般会計上の収入ではなく、指定管理者会計上の受託事務収入とすべきであり、当該収入分だけ県から収受する指定管理料から差引かれるべきものである。
②実質は公の施設の場所貸しであることから、県の目的外使用許可が必要と考えられるが、当該許可を得ていない。県は当財団に対して、目的外使用の手続を採ることおよび指定管理者会計上の収入とするよう指導すべきである。(P 53)

②目的外使用許可の手続が必要であり、平成20年度から申請に基づき使用許可を行った。

15 (8) 実地たな
卸しの実施
および県へ
の報告(結
果)

実地たな卸しについては、指定管理者は、期末時点の財産管理台帳の写しを県から入手しておらず、平成18年度において期末財産について実査の実施および物品現在高の県への報告を実施していなかった。
管理すべき資産には管理シールを貼り付けるなどとして、実査を容易に実施できるようにし、年度末に一時にできなくとも年度を通して一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。また、その場合には基本協定書を実際に運用できるように変更すべきである。(P 53)

指定管理者に協定書に基づき台帳と現物の照合を行なうよう指導する。

16 (9) 鉄塔のメ
ンテナンス
の必要性の
検討(意見)

各施設に給水する鉄塔については、鉄塔に錆化防止の塗装を行っていないため、老朽化が進行している。塗装作業には80百万円程度を要するとのことであるが、老朽化を防止し、

塗装工事の経費と緊急性の有無を考えると、現在の県の財政状況のちとでは早急に塗装工事を行うことは困難であるが、今後、状況を確認しながら、関係部課と施設管理の在り

トータルコストを抑制するため、塗装工事を行う必要性について県は早急に経済性計算を行うとともに、安全性確認のため耐震診断も行う必要がある。(P 53)

方等について検討していく。

〔宮城県宮城野原公園総合運動場〕

| 番 号 | 項 目 | 監査の結果及び意見 (P は平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措 置 の 内 容 |
|-----|--------------------|---|--|
| 1 | ② テニスコートの利用率向上(意見) | ①テニスコートの利用状況については、休日には貸切利用が多く利用率は比較的高いが、平日は利用率が低く、終日予約のなかった日もあった。利用率を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。 ②利用者数のデータは集計していいもの、稼働率の情報管理は行われていない。テニスコートの利用率を高めるための施策を考える上で、現状把握のために稼働率の情報管理を行うことが望まれる。(P 60) | ①テニスコートの更なる利用率向上に向け、スクールの開催等による平日の需要掘り起こしについて、指定管理者と検討していく。 ②利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。 |
| 2 | ③ 相撲場の存在意義(意見) | 相撲場については、利用状況も低く、民間事業者や学校にも練習できる土俵はあり、当相撲場がなくなっても、競技人口が少くないことを考慮すれば県民への影響は非常に限定的であることから、施設の廃止を検討すべきである。(P 60) | 相撲場の利用状況と経費支出を踏まえ、県内の他の施設の利用状況も見ながら、競技団体と協議を行うなど、今後の在り方について検討していく。 |
| 3 | ④ 会議室の有効活用(意見) | ①同施設にある会議室については、近隣に企業や各種団体などが多数あることから、貸会議室があることをパンフレットやインターネットのホームページに記載して、会議室 | ①有効活用について、指定管理者と検討していく。 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>4 (5) 利用時間のペンプレット表示 (意見)</p> | <p>施設の利用時間については、ホームページには記載されているものの、ペンプレットには記載されていない。利用時間は利用者にとって必要な基本情報であり、ペンプレットにも記載すべきである。(P60)</p> | <p>②平成21年度、仙台市に陸上競技場を譲渡することが決まっておりますが、会議室の利用料金の設定について、仙台市と情報交換を行い、仙台市の条例では詳細な料金設定が行われた。</p> |
| <p>5 (6) 利用者の利用時間管理 (意見)</p> | <p>施設の多くは時間単位の料金体系になっているにもかかわらず、電子チケットを除き、利用者の利用時間実績が管理されていない。このため、1時間の利用料金で2時間利用することも可能な状態となっている。例えば、利用開始時間を記入した利用券を利用者に交付し、終了時に利用券を回収すること等により、利用時間を把握し、適切な利用料の徴収を図るべきである。(P61)</p> | <p>利用時間の管理方法について、提案された利用券等の手法により、適切な対応となるよう指定管理者と検討していく。</p> |
| <p>6 (10) 利用回数券の管理簿の作成 (意見)</p> | <p>回数券のうち手提金庫に払出された分について、管理簿による受払管理が行われていない。回数券については基本的に現物と管理簿の残枚数の照合が容易に行いうる管理方法を採用することが望ましく、手提金庫保管分についても管理簿に記録を行うことが望ましい。(P62)</p> | <p>管理簿の作成等により回数券の管理が適切に行うことができるよう指定管理者を指導していく。</p> |
| <p>7 (11) 実地たな卸しの実施および県への報告 (結果)</p> | <p>指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と台帳を照合の上、翌月末までに県に報告することになっているが、たな卸</p> | <p>平成19年度から指定管理者が現在高と台帳の照合を実施した。</p> |
| <p>果)</p> <p>① 指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者へ委託する場合には、契約する前に、その契約方法を、契約書案の写しおよび仕様書等を県に提出することとしているが、実施されていない。協定書の規定は遵守すべきであり、仮に間に合わなかった場合でも速やかに事後提出すべきである。(P63)</p> | <p>① 投書箱については、窓口から少し離れた隅にあるほか、箱が小さいため目立たず、投書箱に気付かない利用者がいるものと思われる。より目立つ場所に設置することが望まれる。</p> <p>② 投書用紙については、白紙のメモであり、投書日、投書者連絡先などの欄が設けられていない。投書や記載がよりしやすいうように所定の記載様式を作成することが望まれる。</p> <p>③ 投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。</p> <p>④ 投書の保管については、指定管理者によると、同施設に勤務している指定管理者職員が投書箱から投書を回収して内容を確認し、必要に応じてグラウンダー21内の指定管理者の本部に口頭で報告しているとのことであるが、本部側では口頭で受け</p> | <p>平成20年度分から指定管理者から県への提出が行われている。また、平成18年度、19年度分についても追って報告を受けた。</p> |
| <p>9 (14) 利用者からの投書の管理体制 (結果)</p> | <p>① 投書箱を、より目立つ場所に設置した。</p> <p>② 投書用紙を修正し作成した。</p> <p>③ 投書箱に鍵を取り付けた。</p> | <p>④ 投書内容の適切な処理について指定管理者を指導した。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>た報告内容を記録していない。 投書用紙は同施設にて廃棄され、保管されていない。投書は少なくとも1～2年程度は施設できる場所に保管することが望ましい。 回収した投書の内容は台帳にすべて記録して情報を一元管理し、対処欄を設けてアクションを記載し、利用者の向上対策などに活用すべきである。 ⑤顧客からの提案、意見、苦情等の内容および対応状況を一覧にしたものについては、翌月7日までに県に報告することになっているが、県に何も報告しておらず、県も報告の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。(P63)</p> | <p>投書内容の適切な保管について指定管理者を指導した。 投書内容の集約と適切な対応について指定管理者を指導した。 ⑤協定書に基づき適切に報告するよう指定管理者を指導した。</p> |
|--|--|--|

〔宮城県第二総合運動場〕

| 番号 | 項目 | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措置の内容 |
|----|---------------------|---|--|
| 1 | (1) 近似的弓道場の存在意義(意見) | <p>弓道場については、平日利用がほとんどない外の弓道場も原則として開館しておかなければならないが、現実として平日の利用者が望めないのであれば、条例変更手続を経て外の弓道場の休業日を増やすなどの対応も検討すべきである。外の弓道場の利用率を高め、武道館そのものの利用価値を高めるためには、武道館内の弓道場を他の競技で利用する施設に改装することも検討に値する。(P68)</p> | <p>武道館内、屋外の弓道場の利用状況を踏まえ、利用率の向上を含め、競技団体や指定管理者と施設のあり方について検討していく。</p> |
| 2 | (2) 遠的弓道場の存在意義 | <p>①遠的弓道場については、主な利用者が国民体育大会に選ばれた選手について、その有効活用を図る。</p> | <p>①県内唯一の施設である遠的弓道場について、その有効活用を図る。</p> |

| 義(意見) | 手であるという状況および近似的弓道競技の控室での利用が多い現状に鑑み、遠的弓道場の利用率の向上と利用のあり方について検討すべきである。 | ②競技施設としての位置付けがあることから、利用率の向上を図ることを基本とし、平成22年7月の再オープンに向け、利用料金見直しも含め、指定管理者と検討していく。 |
|-------|--|--|
| 3 | <p>③ ラグビー場の存在意義(意見)</p> <p>ラグビー場については、ほとんどの場合、子どものためのサッカー教室として使用されることから、ラグビー競技を実施するという本来の目的が既に失われている状況である。ラグビー施設としての利用廃止について検討すべきである。また、同施設が設置されている地域は住宅街にあり、実売却額は十数億円以上の規模となることが見込まれることから、将来売却も視野に入れて検討すべきである。(P70)</p> | <p>③指定管理者が毎年県に提出している施設利用状況一覧表については、整合性が取れていない数字が記載されているにもかかわらず、指定管理者も県の担当者も何ら疑念を抱かず訂正もなされていないものがあつた。指定管理者は施設利用状況一覧表を正確に作成すべきであり、県の担当者も検証すべきである。(P68)</p> <p>③施設利用状況報告は精査の上、提出するように指定管理者を指導するとともに、その確な把握に努めていく。</p> |
| 4 | <p>④ クライミングウオーターの存在意義(意見)</p> <p>クライミングウオーターについては、特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていることおよび県内の民間施設にもクライミングウオーターがあることから、県がウオー</p> | <p>クライミングウオーターは特殊ではあるが国体種目の施設であり、施設の維持費等も勘案しながら、当面は利用促進を図っていく。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>イミソゾウオーールを設置しておく必要性は非常に乏しい。当該施設の取壊し等、早期に措置を検討すべきである。(P71)</p> | |
| <p>5 (5) 合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)</p> | <p>①合宿所の利用人数については、1人1泊2日の場合に2人とカウントしたものである。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、集計方法が不適切である。 ②合宿所の稼働率は部屋単位では把握されていないため、年間収容人数18,480人を基に稼働率を算出したところ、推測実数2,000人ペースで10.8%であり、合宿所の利用水準はまったく低いと言わざるを得ない。合宿所の廃止を検討すべきである。(P72)</p> | <p>①利用者の延べ日数で報告を受けていたが、適切な集計を行うよう指定管理者を指導した。 ②平成20年度から合宿所の利用者を第二総合運動場利用に限らず広く受け入れ利用者の増加を図った。</p> |
| <p>6 (6) 合宿所の料金水準の引上げ(意見)</p> | <p>合宿所の宿泊収入については、合宿所で発生した直接経費の半分程度しか回収できていない。県の施設である以上、利益を生むことまで求めるものではないが、県民負担を考えれば、直接経費程度は回収できる料金体系を検討すべきである。(P73)</p> | <p>平成20年10月から利用料金水準を引き上げ、収益の改善を図った。</p> |
| <p>7 (7) アンケート調査の実施方法と結果の分析(意見)</p> | <p>①同施設の利用料金は全般的に安いと思われるが、アンケート調査によれば高いというケースが散見された。一般的に利用料金が高いという場合、絶対的に高いという場合は別に、前年度から若干でも値上がりした場合や金額に比してサービスが悪い場合がある。したがって、利用者を増加させるため(減少させないため)この理由を分析し何故利用者が高いという意思表示をしているのか確認する必要がある。 ②指定管理者独自でもアンケート調査を行っているが、その日時は1</p> | <p>①アンケートの実施結果を踏まえ、その活用について指定管理者と検討していく。 ②独自アンケートの実施についても、各種大会開催時において協力を</p> |
| | <p>月5日～7日の武道の寒稽古の時であったため、受講者268名中31名から受領したアンケートは、10歳代の子供が29名と偏った回答になっている。冬だけではなく他の季節や異なる世代など、何日かに分けて多くの方からアンケートを徴収する必要がある。(P73)</p> | <p>得るなど、指定管理者と検討していく。</p> |
| <p>8 (8) 実地たな卸の実施および県への報告(結果)</p> | <p>実地たな卸しについては、県から指定管理者に物品の提示がなされていないため、指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに県に報告することができない状態となっている。県は早急に備品・重要物品一覧表等と現物に差異がないことを確認し、管理委託物品を特定した上で、速やかに指定管理者への引継ぎを完了すべきである。(P74)</p> | <p>管理委託物品を確認し、指定管理者に引継ぎを行う。</p> |
| <p>9 (9) 武道館のボイラー更新によるコスト削減(意見)</p> | <p>武道館に付設されているボイラーについては、経年劣化による故障が多く、平成17～18年度において、本体主要構成部分を3度修繕しており、その修繕費も毎回1,300千円程度必要している状況である。修繕のみで対応した場合のコストと比較検討すべきではあるが、このような状況に鑑みると、至急旧ボイラーを撤去して、新ボイラーを設置したほうがトータルコストを抑制できると思料される。(P74)</p> | <p>県の財政事情があり、可能な範囲で修繕による対応をせざるを得ない状況であるが、今後、故障が起こった場合は、新ボイラーの予算要求を行っていく。</p> |
| <p>10 (10) 施設管理運営システムの導入設定(意見)</p> | <p>施設利用者の利用申込等を管理している施設管理運営システムについては、パスワードが設定されておらず、入力担当者以外でも容易にアクセスできる状況にある。入力者以外の者がデータにアクセスできないように、システムにパスワードを</p> | <p>指定管理者において、平成19年度に対応した。</p> |

設定するなどの対応をすべきである。(P74)

〔宮城県仙南総合プール〕

| 番号 | 項目 | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措置の内容 |
|----|-------------------------|--|--|
| 1 | (1) 仙南総合プールの存在意義(意見) | 本来の水球プールではなく、主に一般町民プールとして使用されていることは、水球プールとしての利用度が低く、当面の施設の有効活用という意味では不意ながらやむを得ないが、県としてはできる限り、本来の水球プールとしての利活用の促進を図るべきである。(P78) | 水球での利用については、競技人口の関係で限界がある。しかし、県唯一の県営スポーツ施設であり、水球競技を行う高校生等の利用促進に努めていく。また、当該施設は可動床として一般プールとしても利用できるよう整備したもので、一般プールとしても施設の有効活用を図っていく。 |
| 2 | (2) 指定管理施設の範囲の明確化(意見) | 指定管理者との契約において、管理対象範囲は責任関係を明確にするために極めて重要な要素であるため、県は指定管理者に対して口頭ではなく、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。(P78) | 指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。 |
| 3 | (3) 施設の鍵の厳重管理および規定化(意見) | ①鍵は施設管理にとって極めて重要なものであるため、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理すべきである。 ②鍵の管理はより慎重であるべきであり、県は指定管理者からの鍵の受領および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。(P79) | ①鍵の厳格な管理について、マニュアル等の一定のルール化を指定管理者等と協議していく。 ②鍵の受領等について、協定書への記載について検討していく。 |
| 4 | (4) 研修室および合宿室の活用策(意見) | ①県は、研修室と合宿室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に研修室および合宿室の利 | ①平成19年度にホームページに利用案内を掲載し、利用促進を図った。 |

用料も掲載するように指導することが望まれる。
②県は今後もまったく利用が見込めないと判断するのであれば、抜本的に他の用途での利活用策を検討することも必要である。(P79)

②研修室については、チャリティーソング教室等に活用されているので、利用増加について指定管理者と検討していく。

(5) 会議室の利用率向上(意見)
県は、会議室の利用状況を少しでも改善するために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に会議室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。(P80)

当該施設における顧客とのコミュニケーションについては、地域柄フェイス・トゥ・フェイスで対応しているが、ご意見箱を設置し、利用者からの意見の集約も行っている。

(6) 顧客アンケートへの報告不備(意見)
顧客アンケートの聴取については、基本的にご意見箱を設置し、それでも口頭による意見があった際は意見を書き留めて、対処時期を明記し、それらの内容を館内に掲示して利用客にフィードバックする等、利用客とさらなるコミュニケーションをとることが大事であり、県は指定管理者に対しそうした指導をすることが望まれる。(P80)

事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。

(8) 個人情報の厳重管理(意見)
指定管理者は県に提出した事業計画書において、個人情報の管理にかかわるミーティングを実施するとしていたが、指定管理者によると、平成18年度にこのミーティングは実施されていなかった。
県は事業報告書の提出を受けたときに、単に記載されている内容を確認するに留まらず、事業計画書に記載されている事業について、実施の有無も確認し、指定管理者に対して実施するように指導することが望まれる。(P81)

①県の立ち会いのもとに、指定管理者に実地棚卸しを行うよう指導していく。

(9) 実地たな卸しの実施および県へ

| | | |
|---|--|--|
| <p>13</p> <p>(3) 通帳および銀行印の管理(意見)</p> | <p>同施設では事務室に金庫が設置されており、夜間、通帳と銀行印は金庫の中に保管されたままになってい る。夜間は警備会社による警備がな されているとはいえず、盗難防止のた め通帳もしくは銀行印のどちらかを 所長が自宅に持ち帰る等の対策が必 要である。(P92)</p> | <p>より安全な方法がとれるか指定管 理者と検討していく。</p> |
| <p>14</p> <p>(4) 利用期間および時間の変更(意見)</p> | <p>①現行の利用時間については、正 規職員に多大の時間外勤務を強いる ことになっており、正規職員の勤務 体制については無理のない制度設計 とすべきである。 ②11月から4月までの期間は、 ポート場の利用者がほとんどなく、 地元高等学校ポート部がトレーニング 室を利用する程度であるため、同 期間中の閉鎖を検討する必要がある 。これにより人件費、水道光熱費 などの経費が1～2百万円程度削減 されると思われる。(P92)</p> | <p>①正規職員が適切な勤務体制とな るよう指定管理者に確認、指導して いく。 ②冬期間の施設閉鎖については、 利用者の状況を踏まえながら、検討 していく。</p> |
| <p>15</p> <p>(6) 請求対象となる利用時間の捉え方(結果)</p> | <p>①現状では、大会でポートコース 等を使用する場合、昼休みの2時間 を利用時間としてカウントせず、当 該時間分は請求の対象外としてい る。しかし、大会の場合、昼休みに 他の人が利用することは現実的に不 可能であり、係る時間は大会開催に 不可欠な時間として、利用時間と捉 え請求すべきである。 ②当ポート場の利用時間について、 その利用時間が1時間未満の場合、 現状では0.5時間といった時間を 1時間として請求する場合と実績ど おり0.5時間として請求する場合が あり、その運用に統一性がない。公 平性の観点から、請求する時間の捉 え方を再度明確にし、統一的な運用</p> | <p>①大会等での実際の利用状況を踏 まえて、適切な利用料金徴収を行う よう、指定管理者を指導していく。 ②条例に基づき、1時間未満の利 用料金は1時間に切り上げるよう、 指定管理者に確認・指導していく。</p> |
| <p>16</p> <p>(6) 利用人数の不適切な集計(結果)</p> | <p>利用者がポート利用料とコース利 用料を支払った場合、利用者数はそ れぞれ1名、合計利用者2名と計算 して県に報告しているが、このよう なケースでは実際の利用者1名とす べきである。誤った情報が県に報告 されると、これに基づいて誤った意 思決定が行われるおそれがあり、利 用者数の実態を把握し、適切な報告 を行うべきである。(P93)</p> | <p>を図るべきである。(P93)</p> |
| <p>17</p> <p>(7) 指定管理者自主事業の不適切な報告(結果)</p> | <p>指定管理者が県に提出した事業報 告書等によると、平成18年度指定管 理者が自主事業として実施した2事 業については、利用状況報告書上は 自主事業ではない一般の貸切使用扱 いとなっている。当該2事業は通常 の利用料を徴収しているため、「指定 管理者自主事業」の「利用料金体系」 欄に記載すべきである。県において も、このような提出された資料間の 不整合については、審査において チェックされるべきであり、誤りが 発見された場合には是正を求めるな ど適切な対処を講ずるべきである。 (P94)</p> | <p>利用状況報告書に適切に区分して 記載するよう、指定管理者を指導し ていく。また、資料間の不整合があっ た場合には是正を求めっていく。</p> |
| <p>18</p> <p>(8) 資産の所有権の管理(結果)</p> | <p>①当施設には、県所有のほか、他 所有の備品が混在している。管理責 任のある県所有物の把握の観点か ら、現物の所有権の明確化、具体的 にはラベルの貼り付けの徹底の必要 がある。 ②登米市、佐沼高等学校および仙 台大学所有の預かり資産および指定 管理者に帰属する資産についても、 県保有分と同様の管理、すなわち預 かり資産台帳の作成および定期的な</p> | <p>①備品等の所有が明確に確認でき るよう管理の徹底について、指定 管理者を指導していく。 ②預かり資産台帳の作成について 指定管理者と協議していく。</p> |

| | | | | |
|----|-----------------------------------|---|---|---|
| 19 | <p>(19) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)</p> | <p>実地たな卸しが必要である。(P94)</p> | <p>宮城県長沼ポート場指定管理者基本協定書第18条第7項の規定に基づき、県有資産の適切な維持管理状況の確認および資産流用の防止のため、毎年度3月末までの現物照合の実施および県への結果報告をすべきである。また、県も「県に帰属する物品」の実地たな卸しについて指定管理者から未報告の場合には、早急に実地たな卸しを行うよう指示し、適時に県への報告を促す等の対応をすべきである。(P94)</p> | <p>実地棚卸しを適切に実施するように指定管理者を指導する。</p> |
| 20 | <p>(20) 陳腐化資産の早期処分(意見)</p> | <p>平成19年7月19日に同施設に往査したところ、使用停止後30年以上経過する使用不可能な県有の木製ポーター4艇が屋外に放置されていた。使用不可能になった資産が長期間放置されていることは、資産管理および資産整理の点で好ましくない。また、廃棄にかかる費用は多額ではないことから、早期に処分することが望まれる。(P95)</p> | <p>木製ポーターの廃棄について、予算措置を検討する。</p> | <p>業務仕様書に基づき、適切に維持管理計画等を作成するよう指定管理者を指導し、平成19年度から対応した。</p> |
| 21 | <p>(21) 消防法上の危険物の適切な管理(結果)</p> | <p>消防法では、指定数量以上の危険物は、市町村の許可および危険物の貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有が必要とされているが、同施設では大会が開催される時期は危険物が指定数量を超えているものの、市町村の許可および貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有がなされていない。法令遵守および安全上の観点から、消防法の規程に従い、市町村の許可、貯蔵庫の設置、危険物取扱者免許保有者の設置の必要がある。(P95)</p> | <p>危険物貯蔵の実態を踏まえ、消防法の規定に基づき対応を適切に行っていくよう指定管理者を指導していく。</p> | <p>指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。</p> |
| 22 | <p>(22) 貸与ポーターの適切な管理(結果)</p> | <p>指定管理者は、施設・設備、物品および敷地の維持管理は外部業者に委託しており、維持管理計画の立案および仕様書の県への提出はなされていない。宮城県長沼ポーター場指定管理者管理運営業務仕様書第5条第5項の規定に基づき、指定管理者の責任において自ら維持管理計画の立案を行い、県への仕様書の提出が必要である。また、県も未提出の場合には、適時に指定管理者から維持管理計画の立案および県への仕様書の提出を促す等の対応をすべきである。(P96)</p> | <p>①平成19年7月現在、石巻工業高等学校等に利用料を徴収しないで貸与しているポーターについて、利用料に関する規程を作成の上、利用料を徴収すべきであると思料する。 ②当該貸与に際し、返却時期の決定や受領書の入手および貸与の記録がなされていないため、県有資産の保全の観点から、返却時期の決定、借主からの受領書の入手およびその旨の台帳への記載を徹底すべきである。 ③指定管理者は当該資産の貸与に際し県への申請は行っていない。宮城県長沼ポーター場指定管理者基本協定書第18条第8項の規定により、貸与に際しては県への承認申請を行う必要がある。(P95)</p> | <p>①ポーターの貸与について事務手続きを行わせるよう指定管理者を指導していく。 ②ポーターの貸与に係る必要書類の作成について、指定管理者を指導していく。</p> |
| 23 | <p>(23) 施設の維持管理計画の県への提出(結果)</p> | <p>指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。</p> | <p>宮城県長沼ポーター場指定管理者基本協定書により、ポーター場自体は指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、ポーター場の敷地範囲が記載されておらず、不明確である。県は指定管理者に対して、協定</p> | <p>指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。</p> |
| 24 | <p>(24) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)</p> | <p>指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。</p> | <p>宮城県長沼ポーター場指定管理者基本協定書により、ポーター場自体は指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、ポーター場の敷地範囲が記載されておらず、不明確である。県は指定管理者に対して、協定</p> | <p>指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。</p> |

書に図面を添付するなどにより、対象となる敷地の範囲を明確に伝えるべきである。(P96)

25 施設の鍵の厳重管理 (意見)

①指定管理者と佐沼高等学校との施設管理責任に関する取決めによる、部長が鍵を使用した場合には使用時間管理簿に使用履歴を記載することとなっているが、使用時間や使用者名の記入漏れが散見された。使用時間管理簿を漏れなく正確に記載すべきである。
②休館日等に登米市職員が自市所有ポートを使用する場合に備えるため市職員も鍵を保有している。指定管理者と登米市との間には施設管理責任に関する取決めはなされていないが、施設の管理責任を明確にするため、使用時間管理簿を記載すべきである。

①使用時間管理簿の適切な作成の徹底について、指定管理者を指導していく。

②使用時間管理簿を適切に作成していくよう、指定管理者を指導していく。

26

個人情報の施設管理 (意見)

③宮城県佐沼高等学校ポート部長および登米市職員がポート場施設の鍵を保有している一定の理由はあるものの、鍵は施設管理にとって極めて重要なものであり、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理することが望まれる。(P97)

③指定管理者による鍵の厳格な管理のため、使用時間管理簿の記載を徹底していくよう指定管理者を指導していく。

27

利用者ご意見箱の設置 (結果)

宮城県長沼ポート場指定管理者基本協定書第14条の規定により、指定管理者は顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果について、毎月県に報告することとしているが、同施設には利用者からの意見を把握

個人情報の適正な管理について、指定管理者を指導していく。
協定書に基づき、顧客アンケート用紙を適切に作成し、備え付け、結果を報告するよう指定管理者を指導していく。

する手段が取られていない。県は指定管理者に対して受付窓口利用者ご意見箱を設置すること、アンケート調査を行うことなどを指導すべきである。(P97)

(宮城県ライフル射撃場)

| 番号 | 項目 | 措置の内容 | |
|----|--------------------------|---|--|
| 1 | (1) 宮城県ライフル射撃場の存在意義 (意見) | ①同施設は県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意義を見出すことができるが、特殊な競技スポーツであり、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(P101) | ①競技施設ではあるが、利用者が限定的であり、普及啓発が難しい面があるため、コスト縮減や利用料金の設定について指定管理者と協議していく。 |
| 2 | (3) 利用率の向上施策 (意見) | ①同施設の利用率は低い水準と言わざるを得ず、指定管理者は普及活動を行い、利用者を増やすべきであり、県としてもライフル射撃のさらなる普及のため、利用率について適切な目標値を設定することも一案である。 ②指定管理者は、平成18年度、障害者を対象にピームライフル教室を仙台市で年1回開催しているが、年1回の普及活動ではライフル射撃人口の増加には不十分であると思料する。利用率を高めるため、普及活動の回数を増やすなどさらなる普及活動に努めるべきである。 ③以上のような方策により、特定の者だけが利用する施設とならないようにすべきであり、特定の者だけが | ①当該施設は、特に安全面を重視した管理運営を前提としているので、目標値の設定等については慎重さを要するが、さらに利用拡大に努めるよう指定管理者を指導していく。 なお、指定管理者は、教習射撃場の指定を受けることにより、利用率の向上を図ることを検討している。 ②ピームライフル体験会は、ライフル競技を始めつつかけになる可能性があり、利用拡大に向けた普及啓発は今後も継続することが必要と考えるので、指定管理者と協議していく。 ③昨今の銃規制が厳しくなる状況の中、利用者を増やすことは難しさがあるが、利用拡大に向けた普及啓 |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| | <p>が利用する施設であれば、利用者への応分の負担が求められるべきである。(P102)</p> | <p>券を図り、その結果を踏まえた上で、利用者負担の見直しの是非を検討していく。</p> |
| <p>3 (4) 利用料金見直し(意見)</p> | <p>①同施設の年間個人利用料は一般7,000円、高校生以下3,500円と格安に設定されており、例えば、一般個人が月4回、1回に付き4時間エアーライフルを行った場合、年間利用料は51,840円と算出されるが、実際の支払いは年会費の7,000円で済む結果となっている。したがって、年間個人利用料を値上げする、あるいは、年間個人使用契約を廃止して時間料金制に一本化するなど、年間個人利用料の増額改定を検討すべきである。 ②射撃大会を開催する場合、貸切利用となるのであるが、大半の利用者は年間個人利用料を支払っていることから、貸切利用とせず個人使用としている。その結果、貸切利用料は発生せず県への追加収入はない。個人利用者が年会費を支払っているも、貸切利用を行う場合には、他の利用者が同施設を利用できないのであるから、貸切利用料は別途徴収すべきである。(P102)</p> | <p>①年間個人利用料等利用料金体系の見直しについて、検討していく。</p> <p>②射撃大会等の貸切利用については、別途貸切料金を徴収するよう指定管理者を指導した。</p> |
| <p>4 (5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正(意見)</p> | <p>①冷暖房施設の利用は、条例により1時間につき2,200円の使用料を徴収する旨が規定されているが、過去に使用料を徴収したことはなく、指定管理者の判断で行われている。指定管理者は条例の規定を遵守し、冷暖房は施設利用者の申請があったときにのみ稼働させ、申請者からは条例に従って使用料を徴収すべきである。 ②同使用料における使用料1時間につき2,200円は高すぎると考える。</p> | <p>①貸切利用時の使用申請があった場合には、適正に徴収するように指定管理者を指導した。</p> <p>②冷暖房施設の使用料金の改定について、検討していく。</p> |
| | <p>県は同条例を変更して、妥当な金額に変更すべきである。 ③冷暖房施設を稼働させると、利用申請者以外の利用者もその恩恵を受けることになるが、現在の条例では申請者以外の受益者から使用料を徴収することは難しい。冷暖房施設の使用料を貸切使用料や個人使用料に含めて徴収することも選択肢の一つと考えられる。(P103)</p> | <p>③冷暖房施設の使用料金を個人使用料等に含めて徴収する方法等について、検討していく。</p> |
| <p>5 (6) 利用者アンケート(満足度調査)の実施方法(意見)</p> | <p>同施設にはアンケートボックスが置かれているが、平成18年度1年間1つもアンケートは入っていないかった。その理由として、アンケート用紙には記載様式がなく白紙となっていることにも要因があると考えられる。例えば当会員に対して、アンケート項目ごと満足度を示す4～5段階の○を付す簡易なアンケート用紙を使用しアンケート集計を行うという方法が考えられる。(P103)</p> | <p>記載しやすいアンケートの様式について指定管理者と検討していく。</p> |
| <p>6 (7) 領収書の管理(結果)</p> | <p>①現在使用されている同使用許可申請書兼領収書は、使用前は連番が付されており、使用したものに對して番号が付されるため、連番管理が意味をなしていない。連番を付した使用許可申請書兼領収証控を使用すべきである。(P103)</p> | <p>①使用許可申請書兼領収証控の連番については、平成19年度から指定管理者において実施した。</p> |
| <p>7 (8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)</p> | <p>①県有財産を正しく把握するため、現物に備品整理表を貼って管理番号を付し、常に現物が実在していることが分かる状態にしておく必要がある。 ②協定書の規定により、年度末に実地たな卸しを行い、県に報告するようにするほか、廃棄済等の資産および不用の資産を洗い出して、必要があれば備品・重要物品一覧表を修</p> | <p>①備品整理票の貼付等について、指定管理者を指導した。 ②実地棚卸しの適切な実施と県への報告について、指定管理者を指導した。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>3</p> <p>(4) 利用料金 水準の引上げ(意見)</p> | <p>①一般の宿泊利用料600円では人件費を固定費として除外した直接支出額に対する宿泊者1人当たりのコスト2,530円を回収することもできない。一般利用者でも現在の金額の半分の有料化を検討すべきである。 ②他県の自然の家では小中学生が有料の例があるほか、高校生以上の場合、県外者は県民の倍の利用料金としている県もある。本県の財政事情に鑑みて、県外の小中学生の有料化、県外の高校生以上の一般については県内の利用者の倍とするなど、利用料金体系の見直しが求められる。(P114)</p> | <p>①②施設の利用料金については、他県とは条件の違う視点で比較されているが、県外利用者の料金設定なども含めて料金改定に向けて検討する。</p> |
| <p>4</p> <p>(5) 体育館等の利用率向上(意見)</p> | <p>体育館等の利用状況が極めて低迷していることから、利用者を拡大させる施策として、パソコンレックやホームページに日帰り利用が可能なことや利用料を掲載することが望まれる。(P115)</p> | <p>日帰り利用について、パソコンレックやホームページに掲載するとともに、小中学校校長会や教頭会、またはPTA連合会などに対し、当該施設を利用できる範囲において、研修会の開催(会場の提供)による利用なども働きかける。</p> |
| <p>5</p> <p>(6) 使用料減 免申請書の 未入手(結 果)</p> | <p>各種の主催事業については、参加者に対し条例が規定している使用料減免申請書の提出を求めている。条例上は主催事業であっても使用料減免申請書を提出しなければなら</p> | <p>使用料減免申請書の提出については、今後主催事業においても「使用料減免申請書」の提出を求める。</p> |
| <p>6</p> <p>(7) 不明現金 の早期処理 および委託 先との親睦 自粛(結果)</p> | <p>①同施設の大金庫において、会費制で開催された暑気払い、忘年会、送別会の余剰現金が保管されていた。公金との区分が不明確であり、不正の温床になる可能性があるため、大金庫には公金以外の現金を保管すべきではない。 ②会費制の親睦会とはいえ、委託先の職員も親睦会の構成員になっていることは、委託先との馴れ合いと指摘されても仕方の無い状況であり、委託先との親睦は自粛する必要がある。(P116)</p> | <p>①今後、大金庫には公金以外の現金は保管しない。 ②委託先業者側には直接契約等を担当する部署の職員が含まれていなかったとはいえ、委託先との馴れ合いを疑わせるような行動であったことは否めない。今後は、県民から疑念をいだかれるような、委託先との親睦を行わない。</p> |
| <p>7</p> <p>(8) 資産の管 理不備(結 果)</p> | <p>備品整理票が添付されていない備品については、現物一斉確認を実施して現物に備品整理票を添付し、不明品は台帳から消去すべきである。スキー用具等で備品整理票の添付が困難なものについては、記載事項を直接記入する等の工夫が求められる。 この現物一斉確認を早急を実施した上で、その後は毎月循環的に実施する等、現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新を実施していくべきである。(P116)</p> | <p>備品点検を実施し、現物一斉確認を行う。</p> |
| <p>8</p> <p>(10) 二重払い の防止策 (結果)</p> | <p>経費の支払を行う際に、契約締結伺い兼購入通知書には支払手続に回した旨を記載する等の処理は行われていないため、業者から二重に請求書が届いた時には、再度支払手続を</p> | <p>経費の二重払いの防止について、物品調達兼契約締結時に支払いに回した旨を表す押印を行うとともに、納品書等にも支払いが済んでいる旨の記載や押印をすることなどによ</p> |
| <p>出された報告書のデータを確認、精査すべきであったし、同施設においても、宿泊者の状況をより把握しているから、これだけの開きがあれば、おかしいことに気づいてしがるべきと思われる。今後の自然の家の活動を活性化させるためにも、利用実績報告書は正しく作成する必要が有る。(P113)</p> | <p>た箇所や利用率の算出方法等について見直し、報告書の修正や報告データの訂正等を行った。 また今後、報告書を提出する際には複数名によるチェックを行うなど、誤記載等がないように努めることとした。さらに自然の家の活動を活性化させるため、閑散期のブログや△開発などに利用実績報告書を利用、活用する。</p> | <p>ず 条例を遵守すべきである。また、このようなケースにおいても使用料減免申請書の提出を義務付ける条例が不合理であると県が判断するのであれば、条例の見直しが必要である。(P116)</p> |

行い二重に支払いが行われることが有り得る状況になっている。二重払いを防ぐため、契約締結向い兼購入通知書に支払いに回した旨を表す押印を行うことが必要と考えられる。(P119)

9 ⑵ 温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用許可済証の取外し(結果)

当該温泉を使用できなくなった後にも同施設内に温泉利用許可済証が浴場入口壁に貼ってあった。温泉を使用しない期間は温泉利用許可済証を取外すか、温泉利用許可済証の近くに温泉は使用していない旨の表示をすべきである。(P119)

10 ⑵ 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)

温泉再開準備の揚湯試験に関して、同施設はA社と委託契約を締結しているが、契約書において、いわゆる再委託の禁止が謳われているにもかかわらず、A社は受託した業務の一部を県の承諾なしにB社に再委託しており、契約違反の事実が認められる。

県は揚湯試験の現場に立会っており、A社がB社に再委託している事実を知り得ているのであるから、書面により県の承諾を得るようにA社に対して指導すべきであった。(P120)

11 ⑷ 最低制限価格の設定(結果)

電話交換機更新工事の指名競争入札において、落札率が38.5%となった。建設工事については原則として最低制限価格を設けることとされているが、この工事については最低制限価格が設定されておらず、適正な契約事務が行われていない。当自然の家は上記運用通知に基づき最低制限価格を設定すべきであった。(P

り、二重払いや未払い等の発生を防止する。

「温泉利用許可済証」の表示付近に「温泉は使用していない」旨の表示をする。

当初から、再委託が予想される契約であったことから、書面により県の承諾を得るよう業者を指導すべきであった。

今後同様の事案があった場合は、適切に対応する。

「建設工事等の入札・契約制度の運用について(平成18年4月出納局長通知)」に基づき最低制限価格を設定すべきであったので、今後は適正な執行に努める。

| | | | |
|----|-------------------|---|---|
| 12 | ⑸ 個人情報保護の施設管理(意見) | 利用申請書や申込書等、利用者の氏名、住所、電話番号などの個人情報記載された書類がロッカーに保管されているが、鍵を紛失しているため、施設できない状態となっている。現状では他に施設できるロッカーはないが、県は個人情報漏洩防止の観点から、これらの書類を施設管理する必要がある。(P121) | 施設できるロッカーについて、整備する。 また、個人情報の取扱いについて詳細の注意を払うよう所内で改めて確認した。 |
|----|-------------------|---|---|

〔宮城県美術館〕

| 番号 | 項目 | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措置の内容 |
|----|--------------------|--|--|
| 1 | ⑵ 映像室の利用率向上(意見) | 平成18年度、映像室は県民大学として年間10日のみ利用の他に、美術館講座、美術館実習、団体観覧に對する事前解説など年間延べ21日の利用に留まっている。映像室の利用は限定的であるため、県は映像室の利用率を高める施策を検討すべきである。(P125) | 映像室機能は隣接する佐藤忠良記念館のアートホールに移動し、今後は打合せ、特別関係係での使用等多目的室として活用を図る方向で検討する。 |
| 2 | ⑶ アートホールの利用率向上(意見) | アートホールは毎週土曜日と日曜日のみの利用ではあるが、美術館主催で講演会・講座などを開催する他、ハイビジョンの定期上映を行っている。しかし、平日はまったく利用されていないため、例えば、展示室として利用する、外部の利用を促進するなど、県はアートホールの利用率を高める施策を検討すべきである。(P126) | 映像室機能を移転することにより、利用率は現状より高くなる。土曜日と日曜日は館側が使用するため、一般利用は難しくなるが、展示室として平日の利用も図る。 |
| 3 | ⑸ オープンアトリエの有料化の検 | 同施設にあるオープンアトリエについては、平成18年度はほぼ毎日、年間延べ3,102人が創作室を利用し | 創作室は「いつでも、だれでも、気軽に」という方針の下に運営を行い、多くの愛好者に利用され、全国 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--------------------------------|---|---|
| | <p>搬出入記録はあるが、作品搬出入記録には貸出作品の作者名と作品点数のみが記載され、貸出作品名が記載されていないため、直ぐには現在貸出ししている作品名が分からない状況になっている。</p> <p>作品搬出入の記録は美術品1点毎に作品名を記すべきである。</p> <p>③平成19年8月22日の監査時において、「織田一磨の新潟唐人池」および「山形駒太郎の海の想出」の借用証の提出を担当者に求めたところ、直ぐには提出されず、担当者が調査した結果、数時間後に美術館の別の担当者が保管していたことが判明した。所在を明確にするために、借用証は一元管理すべきである。</p> <p>④同施設が保管している借用書について、貸出期間が不適切であったり、他美術館に貸出中のはずであるが、未だ収蔵庫に保管されていたりしていた。</p> <p>これでは、貸出作品の管理が不十分であり、かつ借用証の重要性に対する認識が甘いと言わざるを得ない。借用書は実態に即して適切に作成すべきである。(P131)</p> | <p>るよう管理記録を整備する。</p> <p>③貸出に当たっては担当を定め、借用証の一元管理を徹底するよう取り組む。</p> <p>④本件は①及び②にも関連する指摘であり、所在の正確な把握と的確な書面の作成により適切に管理するよう改善する。</p> | | 8 | <p>(10) 美術品への保険加入の必要性 (結果)</p> | <p>受託原符を含め寄託、返還、残高を記録したタイムリーな財産管理台帳とはなっていない。別途財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>③一時預り品については、他人の美術品を一時預りする場合借用証を発行することになっているが、一部未発行のものが見受けられた。責任を明確化するため、すべての一時預り品に対して借用証を発行すべきである。</p> <p>一時預り品の搬入については書類を作成して管理しているが、搬出および残高については一切管理していない。一時預り品についても搬出入、残高を記録した財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>貸出作品についても借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳は作成されていない。責任を明確化するため、すべての貸出作品について借用証を入手すべきである。(P132)</p> | <p>③借用証の未発行が生じないよう管理台帳との突合関係を明確にする。</p> <p>一時預り品についても、管理台帳を作成し、搬出入や残高が把握できるよう改善する。</p> <p>①明確に美術品の対象が特定できるような契約とする。</p> <p>②契約書に減少美術品の減算の項がないため条項の追加について保険会社と特約の協議をする。</p> <p>③平成19年度は厳しい財政状況</p> |
| <p>7</p> <p>(9) 貴重図書、一時預り品の管理不備 (結果)</p> | <p>①貴重図書保管については、貸出し時は借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳が作成されていない。貴重図書は展示、貸出しの機会が多く、財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>②寄託品については、受入時に取扱要領に基づき、寄託者に寄託証書を交付するとともに寄託品に関する財産管理台帳である受託原符に必要な事項を記入するものとされているが、寄託作品リストを作成しているが、</p> | <p>借用、寄託、一時預りの資料について、その出入りや現在高の記録は重要な管理書面であり、今後は取扱いに慎重を期す。</p> <p>①貴重な資料を管理していただく認識のもとに管理台帳を作成する。</p> <p>②必要な事項を網羅した十分な内容となるよう、受託原符を含め寄託、返還、残高を記録した財産管理台帳となるよう改善する。</p> | | | | | <p>③平成19年度は厳しい財政状況</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| | <p>用案内等、本来の生涯学習相談とは無関係のものであり、集計範囲の見直しが必要である。</p> <p>⑨地域情報発信室で行われている主な3つのサービスについては、いずれも利用者が低迷しており、サービスの廃止、転換を検討すべきである。(P142)</p> | <p>⑨地域情報発信室における通信衛星を利用した2つの映像提供サービスについては、インターネット利用が可能となったことから、平成20年3月末で廃止した。代替のサービス機能については、今後検討する。</p> |
| <p>2 ②) ストラップの使用料免除手続の不備(結果)</p> | <p>同施設に設置されているストラップについては、県の使用許可処理基準に基づき、使用料を全額免除されている。その条件として、県が価格、料金等を規制または承認している場合と記載されているが、現在同ストラップを営業している事業者が営業開始した時点で価格の提示を受け、承認していることであるが、現在図書館にはそれを示す証拠資料はない。その後毎年のようにメニュー改定が行われているが、その時点でも同事業者が価格料金等の変更に基づく申請を行っていないため、県は使用料の免除承認をしていない。県は使用許可処理基準に従い、価格改定の都度、使用許可申請書の提出を求めるべきである。(P144)</p> | <p>これまでストラップの価格表を確認し許可してきたところであるが、証拠書類として保存していなかった。</p> <p>平成20年4月からの教育財産使用許可及び使用料減免申請に当たっては、価格表を添付させ、確認した上で、許可した。また、事業者に対して年度途中でメニューや価格を改定しようとする場合は、事前に書面で申請するよう指示した。</p> |
| <p>3 ③) 図書の保全管理の徹底(意見)</p> | <p>①図書の管理方法は、バーコード登録することによって行われているが、100%の登録状況ではない。未登録の割合は大きな割合ではないが、県有資産である図書の管理という観点からすれば、すべての図書をバーコード登録することによって、より管理を徹底すべきと考える。</p> <p>②盗難防止のアラーム機能が付されているものは、全蔵書ではない。アラーム機能の付加には予算措置も必要となるが、資産の保全の観点か</p> | <p>①旧図書館から引き継いだ図書については、長期的な視点にたつて、今後も所蔵すべき図書を選別の上、計画的にバーコード登録を行う。</p> <p>②現在、高価な辞書類及び映像資料等に付加している。これらの資料以外にも盗難防止機能を付加した場合、貸出時の機能解除や返却時の再</p> |
| <p>4 ④) コピー申請書の保管方法の見直し(意見)</p> | <p>コピー申請書には住所、氏名の個人情報記載されており、過去5年間分を施錠している倉庫に保管し、5年経過後は、年1回、公文書と同様に専門業者へ引渡し、焼却処分しているが、直近1年分は施錠管理していない事務局の棚に保管している。毎日施錠倉庫へ移すなど、保管方法を見直す必要がある。(P144)</p> | <p>設定が必要となり、アラーム機能付加の経費に加え、機能解除・再設定のための新たな機器導入が必要となるほか、貸出・返却時間が長くかかることによる利用者からの苦情が予想される。</p> <p>また、昨年度導入した自動貸出機は、アラーム機能に対応していない。従って、当面は盗難防止については館内巡視の強化と掲示による無断持出禁止の呼びかけを行うことで対応し、全ての蔵書の保全管理の在り方については、次回のシステム更新に合わせて検討する。</p> |
| <p>5 ⑤) 資産の管理不備(結果)</p> | <p>①備品等の資産は財務規則第144条により、毎期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細書との照合を実施し、県に報告する必要があるところ、同施設では備品整理を実施した証拠を確認できなかった。</p> <p>②同施設で保管されている資産のうち、古いものについては、備品整理票が添付されていないケースが多いとのことである。備品整理票による資産の特定は資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理を実施すべきである。(P145)</p> | <p>①毎年度の特別整理期間(蔵書点検等のための休館期間)において集中的に照合を実施することとし、平成19年度については1月25日から2月7日にかけて行った。</p> <p>②平成20年度の備品照合時に、剝離・汚損等のものについては再貼付する。</p> |
| <p>6 ⑥) 油絵の有効利用(意見)</p> | <p>同施設で保有している「油絵」5点については、県が寄付を受けたも</p> | <p>平成20年2月から2階ホール養賢堂前の通路壁に展示し、有効活用を</p> |

見) のであり、平成12年に図書館へ管理が移って以来、当該油絵はほとんど展示される機会もなく倉庫に保管してあるとのことである。これでは寄付者の意図に添えていたとは言えず、また、保管状況も良好とは言えない状態にあり、現状では資産価値が低下するリスクも懸念される。図書館として利用する価値があるものと判断して受入れたものであり、館内展示する等の有効活用を図るべきである。(P146)

7 (7) エレベーター緊急停止の再発防止策 (意見)

同施設に設置されているエレベーターのうち一部について、利用者が一時閉じこめられるなど事故が発生しており、監査時点で3回の緊急停止が発生していた。県としては安全性を確保する観点から、事故のあったエレベーターの完全閉鎖や取替えを含めて抜本的な再発防止策を講ずる必要がある。(P147)

本館は、建物が横長(200m)であり、事故のあったエレベーターについては、近くに階段等がないために完全閉鎖は難しく、また、取替えについても、今日の財政事情により困難な状況である。

当エレベーターは、油圧式エレベーターで、気温が高い日に頻繁に利用すると、油温が上昇し安全センサーが感知して自動的に停止する場合もあることから、万一に備え、エレベーター内に自動停止したときの対処要領を掲示するとともに、利用者には、夏季期間中はできるだけ他のロープ式エレベーター又はエスカレーターを使用するよう注意喚起した。

(東北歴史博物館)

| 番号 | 項目 | 監査の結果及び意見 (Pは平成19年度包括外部監査結果報告書のページ) | 措置の内容 |
|----|----------------------|--|---|
| 1 | (2) 地元市町村との連携強化 (意見) | 同施設は仙台駅から電車で約15分の国府多賀城駅から徒歩2~3分という恵まれた立地条件に位置しているが、周辺には相乗効果が見込める | 多賀城市をはじめとする周辺市町と連携した多様な事業展開を試みたことにより、多賀城市主催の「特別史跡多賀城跡の観光コース」に組み |

他の施設はなく、言わば孤立した施設であるため、入館者が減少傾向にある。入館者の増加策としては、例えば、松島の他の施設などとの組み合わせがあるとして「〇〇街道」という観光ルートとして売込みができるため、多賀城市や松島町などの地元市町村と県が連携し、同施設を含めたキャンペーンを行うことも考えられる。(P151)

入れてもらったほか、多賀城市観光協会等が主催する「万葉まつり」や「全国俳句大会」、「大伴家持短歌大会」などの地域のイベントを博物館敷地内で開催することにした。また、仙台・宮城DC期間中の特別展「鹽竈・松島 - その景観と信仰 - 」を瑞巖寺、志波彦神社・鹽竈神社との共催とした。

博物館としては、今後地元市町等と連携した事業展開を入館者増加策の基軸としていく。

2 (3) 広報活動の強化 (意見)

同施設では特別展のほか、館長講座、多賀城跡巡り、民話を聞く会、体験イベントなど様々なイベントを用意しているが、県民への広報が不十分であり、県民の間の認知度は低い。「県政だより」などでも同施設のイベントが取り上げられれば入館者も増えるのではないかと考えられる。(P152)

必要性は十分認識しているが、現在行っている「県政だより」の特別展開催案内の掲載、ホームページの各種イベントの掲載、催事カレンダーの配布、新聞等の広報媒体等への掲載依頼をさらに広げ、ホームページへの掲載やタイルの工夫、催事カレンダーの配布先の検討 新聞・情報誌・テレビの取材や他の広報媒体の積極的な活用を通して、県民の認知度をアップを図っていく。

3 (4) 魅力ある特別展の積極開催 (意見)

同施設に初めて入館するきっかけとして、特別展は非常に重要なイベントである。しかし、最近の県の財政難から多額の支出を要する特別展の開催が県の判断で敬遠される傾向にある。県民に対して素晴らしい展示を見せる機会を与えないばかりか博物館の意義も失わせるものではないかと思料する。仮に最終的な損益は赤字になっても、過去の経験ではそれ程大きな赤字になるものではない。県民の文化的教養を高めるためにも、県民に興味のある素晴らしい特別展を期待する。(P152)

特別展の開催は博物館の存在意義を示す最も効果的なものと考えており、その必要性を十分認識し、今後とも魅力ある特別展の開催に努める。予算措置については、厳しい財政状況下ではあるが、引き続き財政当局と調整していく。

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| 4 | <p>(5) 常設展の料金体系の見直し(意見)</p> | <p>①同施設の入館者を増加させるためには常設展のリニューアルが効果的であると考えるが、県の財政状況に鑑みると、実施は厳しい状況であることも理解できる。常設展のリニューアルを行わないのであれば、博物館の収入に大きな影響を及ぼさない常設展を無料にすることに より、入館者を増加させる方法を検討する余地があるものと思われる。(P153)</p> |
|---|-----------------------------|--|

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 5 | <p>(6) 特別展の収入予算編成方法の見直し(意見)</p> | <p>特別展の予算・実績における過去の趨勢をみると、入館者数の見込みが甘くなっていることから事業収支が赤字になっていると言わざるを得ない。そのうえ、大幅に収入予算と実績が乖離しているにもかかわらず、その原因を把握する十分な総括が行われていないのは理解し難い。結果的に赤字になったとしても、その経験を次に生かす努力をすることが税金を使う者の義務であると考えられる。過去の実績を総括し、次回の予算編成に生かすような取組みが求められる。(P153)</p> |
|---|---------------------------------|---|

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| 6 | <p>(7) 特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)</p> | <p>①決裁文書によると事前に配布済みとされている招待券は備考欄に151枚とされているが、事前配布先が記載されている文書には、事前配布枚数は141枚となっており、その差10枚の行方は不明となっている。決裁文書には事前配布枚数も含め、合計枚数が一致するように記載しなければならぬ。</p> <p>②決裁文書の配布回数には予備403枚と記載されているが、誰に配布したのか、配布せずに残り廃棄処分になったのか不明の状態になっている。</p> |
|---|----------------------------------|---|

る。予備招待券についても、最終的にどのように配布されたか管理を徹底すべきである。

③イ． 館長、副館長に配布している招待券については、認めざるをえないところもあるが、その先誰に渡したかについて、資料を残すべきである。

館長、副館長以外の職員に対して多くの枚数が割当てられている。特筆すべきは臨時職員にまで配布されている。さらに、多賀城跡調査研究所は、博物館とは一線を画した県の組織であり、招待券を150枚も配布することは行き過ぎと言える。これらの職員等への配布は不要である。

□． 県の関係先への配布については、知事および副知事に配布している招待券に関しては、認めざるをえないところもあるが、それ以外の県関係諸氏への配布については、配布理由が薄弱と認められ不要である。

八． 後援者、入館者誘致協力団体への配布については自治体やアスコ三等の団体名が記載されているものの、各団体への配布枚数は不明の状況である。団体毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。

④ 無料招待券の配布については、多額の収入減少を認識してまで招待券を配布する効果があるのか、その検討すらなされていない。招待券に連番を付し、どの先に配布した招待券が何枚利用されたのかという実績を特別展後に集計するなど、招待券配布の効果測定を行うべきである。

⑤ 招待券の配布については、博物館の収入に与える影響は大きいにもかかわらず、慣例的に配布しているものと断じざるをえない状態である。招待券の配布先、配布枚数に関

平成20年度予算から見直しを行い、収入予算と実績の乖離をなくすため、過去の同類の特別展入館者データや他の類似施設の入館者データ等を参考に、より精査した算出を行うように改善した。また、特別展の総括については、特別展終了後に各種データの集計分析を行い、計画と実績の乖離等の原因について総括し、今後の予算編成に生かす。

①招待券の配布先及び配布枚数を適正に管理するため、招待券そのものに連番を付すこととし、さらに台帳で出納管理することに改善した。また、配布先については、配布基準を策定し 配布先の明確化を図った。

②①のとおり、招待券に連番を付し、招待券の出納管理の徹底を図った。

③イ． 必要枚数を配布することとし、配布先についても台帳に記載するよう改善した。

平成20年度から全廃とした。職員が招待券を必要とする場合には、配布先・配布事由を明確にしたうえで、招待券管理者から招待券を受領し配布することに改善した。

口知事、副知事、教育長・県議会議員以外の県関係者への配布は一律廃止した。

八決裁時に各団体等への配布枚数を明記することに改善した。

④招待券に連番を付すことに改善し、特別展終了後に利用実績を集計し、その効果測定を実施する。

⑤新たな配布基準を策定し、配布先及び配布枚数の技本的な見直しを行い、全面的に改善した。

| | | |
|--|--|--|
| <p>(8) 特別展入館割引券の決裁手続不備(結果)</p> | <p>①特別展入館割引券の交付については、当割引券が初めて発行された平成13年度に決裁しているとのことであるが、当該文書は保管されていないため、条例に基づいた決裁が行われていたか確認することはできない。当該決裁文書の県の保存期間は5年間ではあるが、当割引券は今でも発行されているのであるから、文書は適切に保管すべきである。</p> <p>②その後においても、発行年度毎に決裁は行っていない。割引券の交付対象者、割引額、年間見込み割引総額等について、毎年決裁を行う必要がある。(P159)</p> | <p>①②決裁の必要性は十分認識している。事後の是正措置として、年度毎に決裁手続を行う。</p> |
| <p>(9) 特別展のパンフレットに付された割引券の決裁手続不備(結果)</p> | <p>特別展のパンフレットに付された割引券について、共同主催者であるA社との協約書に基づき、各々割引券を発行しているが、条例の規定によれば、割引券を発行する際には知事の承認を得なければならないとされている。具体的には、副館長の決裁が必要とされるが、その決裁手続が取られないまま割引券が発行されていた。割引券を発行する際には、その都度副館長の決裁を行うべきである。(P159)</p> | <p>決裁の重要性に鑑み、今後同様の事案が生じた場合は、その都度、決裁手続を経て実施する。</p> |
| <p>(10) ボランティアの有効活用(意見)</p> | <p>同施設では、協力してくれているボランティアを役立てようという取組みがなされていないように見受けられる。また、ボランティアは腕章やジャンパーなどを着用していないため、入館者から見て彼らがボランティアであるということが非常に分かりづらい状況である。</p> | <p>入館者から見てボランティアと分かるように、胸に着けているボランティア登録証が目立つよう措置を講ずるとともに、「今野家住宅」入口にボランティアによる住宅の案内を用意している旨の表示を行う。</p> |
| <p>10 (12) 満足度調査における質問事項の見直し(意見)</p> | <p>「ご意見カード」及び「お客様アンケート」については、職員の対応や事務のスピード等に関する質問事項が個別に設けられているものの、常設展の展示品や展示方法等に関する質問事項は設けられていない。その結果、平成18年度の調査において、これらに係る意見は記載されておらず、展示以外の意見や苦情が多く見受けられる。質問は展示品や展示方法など展示に係るものはずである。質問内容を修正し、展示関係を中心にアンケートを行うべきである。(P161)</p> | <p>必要性を考慮し、「ご意見カード」に常設展の展示品や展示方法等に関するアンケート項目を設けた。</p> |
| <p>11 (13) レストランの使用料の算定方法の統一化(意見)</p> | <p>①同施設で営業しているレストランについては、適用規則等は図書館とまったく同じであるが、経営主体が営利を目的とした法人であるため、100%ではなく、50%減免となるものである。このため、同レストランの入館者が少ない中で、年間1,865千円を支払い、単価が1,000円程度の食事を提供し利益を上げている現実的にはかなり厳しいと言わざるを得ない。レストランの良し悪しは、博物館そのものの良し悪しにも影響しかねない重要な要素の一つであるため、当レストランについては、減免率を引上げることが検討すべきである。</p> <p>②使用料の減免について、50%と</p> | <p>①②公有財産事務取扱要領で定まっておりますが、現行の取り扱いでは、意見内容のような使用料の算出方法は見の内容は十分理解できるので、要領の改正について提案していく。</p> |

100%しかないという硬直的な減免率の廃止が必要である。特に外部への使用料の基本単価を土地・建物の価格のみから算定することは民間では有り得ないことであり、当該公の施設におけるレストランからいくらの収入が生じるかも加味した上で、減免率を算定する必要がある。目的外使用料の算定においては民間のように最低家賃に売上の一定割合を加算したものとすることも考えられる。(P161)

意見の趣旨は十分理解できるものであり、博物館としても必要と考える。財政状況の好転を待つて検討する。

12 (4) 収蔵品の購入制度の確立(意見)
同施設が収集すべき収蔵品は基本的に「一品物」であり、購入のタイプを逃すと貴重な収蔵品がコレクションの手に渡り、散逸しかねない。貴重な収蔵品の散逸を防ぐため、美術館のように基金を設立するなど、必要に応じて柔軟に収蔵品を購入できる仕組みを検討すべきである。(P162)

①所蔵品全部の実地たな卸しは現実的には難しいことから、購入資料を中心に、定期的に実地たな卸しを実施することを規程に明記した。

13 (5) 実地たな卸しに関する規程の整備(意見)
①諸規程の中には実地たな卸しを行わなければならない旨の定めはなにももかわらず、自主的に実地たな卸しを行っていることは評価できるが、実地たな卸しが非常に重要な手続であることを考えれば、必ず実施すべきことを規程に明記すべきである。
②資産の重要性を考えれば、さらに一歩進めて、実地たな卸し時に現品管理担当者以外の第三者の立会を規程に明記すべきである。(P163)

②現品管理担当者以外の立会について、規程に明記した。

14 (8) 電子カード・キーの管理の徹底(結果)
電子カード・キーを職員に貸与する際に、配布状況表にカード管理番号、氏名等を記載しているものの、現時点の配布先、配布枚数および残枚数を確認することができない状況

電子カードごとに管理台帳を作成し、配布状況を確認できるように改善した。また、残枚数については、出納簿を作成し、残枚数と現物を随時照合・確認できるように改善した。

となっている。配布状況表の作成を徹底する必要がある。また、残枚数については、適時に現物と照合する必要がある。(P164)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第201号

風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮城県公安委員会規程第1号)第3条に規定する少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成20年11月14日

宮城県公安委員会
委員長 藤 崎 三 郎 助

| 活動区域 | 少年指導委員の氏名及び住所 | |
|---|---------------|-----------------|
| 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域 | 齋 藤 泰 子 | 気仙沼市岩槻千岩田245番地2 |

雑 報

○鹿谷田代田銀十軒区画整理組合設立準備委員会設立準備委員会から公報掲載の依頼があった。

平成二十一年十一月十四日

宮城県公報 佐 井 肇 規

鹿谷田代田銀十軒区画整理組合(平成十年宮城県条例第九号「公レ」条例、以下「公レ」)第五條の規定により(公レ)鹿谷田代田銀十軒区画整理事業環境整備評価方法書を作成したので、条例第七條の規定により

り、次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。
平成二十年十一月十四日

富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会
設立準備委員長 迫 本 秀 吉

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会

2 代表者 設立準備委員長 迫本秀吉

3 所在地 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目六番地一号 鹿島東北興産株式会社内

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 (仮称) 富谷町成田二期北土地区画整理事業

2 種類 条例第二条第二項第六号に掲げる第一種事業(土地区画整理事業)

3 規模 開発面積 約百九十九・八ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

宮城県黒川郡富谷町西成田地区・穀田地区

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

宮城県黒川郡富谷町

五 縦覧

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境政策課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

富谷町役場(黒川郡富谷町富谷字坂松田三十番地)

富谷町成田第二土地区画整理組合事務所設立準備委員会(黒川郡富谷町成田一丁目六番地一号)

2 縦覧期間

自 平成二十年十一月十四日(金)

至 平成二十年十二月十五日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

4 意見書の提出について

「環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からの意見を有するものは、書面にて郵送により意見書を提出することができる。

5 意見書の記載事項

氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
意見書の提出の対象である方法書の名称

方法書について環境の保全からの見地(日本語で理由を含め記載するものとする。)

六 意見書の提出期限

平成二十年十二月二十九日(月)まで(当日消印有効)

七 意見書の提出先

〒九八一・三三〇〇 宮城県黒川郡富谷町成田一丁目六番地一

富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会

TEL 〇二二・三五一・六四六九

○日本勤労者住宅協会破産管財人佐々木茂から、公報登載の依頼があつた。

平成二十年十一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。)第四十四条第一項の規定により、虹の杜住宅団地造成事業について工事着手後の調査報告書の作成したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。

なお、本手続きは日本勤労者住宅協会が破産手続き開始の決定を受けたことにより、破産管財人并護士佐々木茂が日本勤労者住宅協会に代わつて行うものである。

平成二十年十一月十四日

日本勤労者住宅協会

破産管財人 佐々木 茂

一 事業者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

1 名称 日本勤労者住宅協会

2 代表者 理事長 上野貞章

3 所在地 東京都文京区本郷二丁目二十六番十四号

4 名称 いずみ産業株式会社

5 代表者 代表取締役 村上幸廣

6 所在地 仙台市泉区七北田字新道三番地の一

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 虹の杜住宅団地造成事業

2 種類 条例第一条第二項第七号に掲げる第一種事業（住宅団地造成事業）

3 規模 百六十八万四千五百三十三平方メートル

三 対象事業実施区域

仙台市青葉区芋沢字横山山内

四 第一種事業関係地域の範囲

仙台市泉区西田中字杭城山ほか

仙台市青葉区みやぎ台一丁目ほか

仙台市青葉区芋沢字横山ほか

五 工事着手後の調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境政策課

仙台市環境局環境部環境管理課

仙台市青葉区宮城総合支所総務課

仙台市青葉区宮城総合支所芋沢行政サービスセンター

2 縦覧期間

自 平成二十年十一月十四日（金）

至 平成二十年十二月十五日（月）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前九時から午後五時まで

正 誤

○宮城県公報第二〇〇四号（平成二十年十月二十八日付け）中

ページ

一一

上 段

(ふりがな) 出
衆議院名簿用
政党等の名称

正

誤

(ふりがな) 出
衆議員名簿用
政党等の名称